平成２２年（フ）第９号
岩手県二戸郡一戸町一戸字砂森91番地５
債務者　高見　憲司
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第１８号
栃木県佐野市免鳥町490番地
債務者　志村　春美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１号
栃木県足利市福居町1417番地　福地アパート２号
債務者　椎名裕里子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第３３２１号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目１番地１　ニックハイム鶴見第５―101
債務者　ポジョワニ　ラリット　ラチャンド
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
横浜市中区竹之丸156番地　第２新井ビル203
債務者　田丸　暁生
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６号
横浜市中区矢口台73番地　ひかりハイツ101号室
債務者　市川ミツ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０号
横浜市港南区芹が谷４丁目30番17号
債務者　田仲　輝彦
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３号
横浜市南区中村町５丁目316番地
債務者　木村　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６号
横浜市鶴見区小野町37番地の１　小野宮ビル204号
債務者　越田　将徳
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２号
大阪市都島区大東町２丁目３番７号エスポワール若杉404号
債務者　本多　郁夫
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０５号
大阪市平野区長吉出戸８丁目10番１―1401号
債務者　森山　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５号
大阪府高槻市道鵜町５丁目５番１―301号
債務者　島田　英紀
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５号
栃木県宇都宮市若松原２丁目12番28号　ミドルヴィレッジＦ202、前住所栃木県宇都宮市針ヶ谷１丁目19番26号　ジュエル・ド・バレーＢ203
債務者　大前　雄資
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市六道町14番10号
債務者　大根田勝利
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８号
栃木県宇都宮市鶴田町3007番地　マ・メゾンＣ101、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3184番地７
債務者　三上　佳晶
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９号
栃木県真岡市清水130番地
債務者　秋山　友恵
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係